

平成 30 年 9 月 13 日

小栗 直治

**発議第 3 号 山北町議会議員の定数を定める条例の一部を
改正する条例の制定について反対討論**

私は、発議 3 号山北町議会議員定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

私達議員は、平成 23 年 9 月 15 日に議会における第 1 回『あり方検討委員会』を設置し全員参加で 13 回に及ぶ、内部議論を重ねてきました。

その間、議会基本条例を制定したり、議会傍聴規則の見直しや、議員のなり手問題、議員の報酬問題、議員の定数問題について、将来の山北町議会のあり方を求め、意見交換してきました。

結果、平成 30 年 8 月 21 日の山梨学院大学の江藤先生による『議員定数・報酬・なり手問題』をテーマとした講演研修を受講しました、その後全議員による山北町議会議員の定数について、個別の意見を発表し、その後、全員による山北町議会議員定数について賛否をとり、あり方委員会として方針を決めました。

私は、この決定は山北町議会における民主主義の基本である話し合いの中から導かれた結果と信じています。そこで、次の点から、反対します。

- ① 町民の声を減員した議員数で拾うことが、今と同じに出来るか
- ② 議員は山北町全町の議員であるとしても、町道や、山林、河川の危険な箇所が常に把握されているか
- ③ がけ崩れ、倒木の危険、通学路の安全点検など地元議員でなければ、災害発生時に、対応に時間がかかってしまうのではないか
- ④ 将来の町づくり、土地利用、土地活用で、町民と行政の間にはいり、活動する議員の推進力が不足しないか
- ⑤ 山北の中心と三保、清水、共和、高松の遠隔地の情報交換が不足しないか

私は、議会改革とは、町民の声を聞き、町政に届ける組織の改革であると思います。大勢の町民の声も、小さな町民の声も、同じように町行政に届けるためには、現在の 14 名の議会議員は必要と考え、発議 3 号には、反対します。

以上